

千葉県報

定例
令和8年2月6日

第14115号

令和8年2月6日(金曜日)

主要目次

告示	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	一
告示	地方自治法に基づく指定納付受託者の指定	一
告示	漁船災害等補償法に基づく付保義務の消滅	一
告示	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定(二件)	一
告示	千葉県港湾計画の変更の概要	二
教育委員会告示	博物館登録原簿の登録(四件)	二
公告	土地改良区役員の退任	三
公告	土地改良区役員の就任	三
特定調達公告	入札公告(二件)	三
告示	落札者等の公告(二件)	三

告示

千葉県告示第六十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十二号に該当する区域である。

令和八年二月六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 指定する区域 君津市君津一番の一部(別図のとおり)
 - 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第六十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)別表第一博物館の項に規定する入場料(令和七年度特別展「没後五〇年 高島野十郎展」入場料のうちオンラインチケットシステムを利用して納付されるものに限る。)の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和八年二月六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

名 称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
株式会社イーティックスデータファーム	東京都渋谷区渋谷二丁目六番一四号	令和七年七月一日から十月三十一日まで	令和七年七月一日

千葉県告示第六十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百三十二条の二第一項第一号の規定により、次の加入区については令和四年二月三日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和八年二月二日付けで消滅した。

令和八年二月六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

東安房加入区、鴨川加入区及び天津小湊加入区

千葉県告示第六十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和八年二月六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 二百九十七号
- 区間 市原市市原字北横町三九六番四地先から八幡字市川前一四番一地先まで

千葉県告示第六十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和八年二月六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- その一
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 袖ヶ浦中島木更津線
 - 三 区間 袖ヶ浦市福王台二丁目一番一地先から奈良輪字西町七七番一地先まで
- その二
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 袖ヶ浦停車場線
 - 三 区間 袖ヶ浦市奈良輪二丁目一番一地先から二番三地先まで

千葉県告示第六十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項の規定により定めた千葉港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。

令和八年二月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 港湾計画の変更の概要

平成三十年千葉県告示第五百四十九号（千葉港湾計画の変更の概要）によりその概要を告示した千葉港湾計画について、軽易な変更をした事項は、次のとおりである。

1 危険物取扱施設計画（追加）

ドルフィン

地区名	葛南中央	公共用又は専用別	専用	水深（メートル）	六・〇	バース数	一	用途	危険物船用
-----	------	----------	----	----------	-----	------	---	----	-------

2 専用埠頭計画（削除）

ドルフィン

地区名	葛南中央	公共用又は専用別	専用	水深（メートル）		バース数		用途	一般船用
-----	------	----------	----	----------	--	------	--	----	------

二 港湾計画の縦覧の場所

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県県土整備部港湾課

教育委員会告示

千葉県教育委員会告示第六号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第一項の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

令和八年二月六日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

登録記号番号	第四十四号	設置者の名称及び住所	大網白里市大網白里市大網一一五番地二	博物館の名称及び所在地	大網白里市デジタル博物館	登録年月日	令和六年三月二十九日
--------	-------	------------	--------------------	-------------	--------------	-------	------------

千葉県教育委員会告示第七号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第一項の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

令和八年二月六日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

登録記号番号	第十二号	設置者の名称及び住所	流山市流山市平和台一丁目一番地の一	博物館の名称及び所在地	流山市立博物館	登録年月日	令和七年三月二十二日
--------	------	------------	-------------------	-------------	---------	-------	------------

千葉県教育委員会告示第八号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第一項の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

令和八年二月六日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

登録記号番号	第三十号	設置者の名称及び住所	松戸市松戸市根本三八七番地の五	博物館の名称及び所在地	松戸市立博物館	登録年月日	令和七年三月二十二日
--------	------	------------	-----------------	-------------	---------	-------	------------

千葉県教育委員会告示第九号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第一項の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

令和八年二月六日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

登録記号番号	第二十四号	設置者の名称及び住所	我孫子市我孫子市我孫子一、八五八番地	博物館の名称及び所在地	我孫子市鳥の博物館	登録年月日	令和七年三月三十一日
--------	-------	------------	--------------------	-------------	-----------	-------	------------

公 告

千葉県知事 熊谷 俊人

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、市原市潤井戸土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和八年二月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

退任理事

市原市潤井戸六三七番地

齋田 大明

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、東葛北部土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和八年二月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

就任理事

野田市山崎一、八八三番地の七プレイア梅郷ステーション
フロント六〇二号室
野田市木間ヶ瀬九、三七六番地一

川辺 智恵

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年2月6日

千葉県知事 熊谷 俊人

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年2月6日

千葉県知事 熊谷 俊人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年2月6日

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年2月6日

千葉県知事 熊谷 俊人

購読料

本号(別冊を含む。)

一部

三三円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八